

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 373 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 373 回企業会計基準委員会（2017 年 11 月 22 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理

2. 文案（審議事項(4)-2）の第 53 項では、預託者から預かった仮想通貨をオンバランスする理由について、「預託者から預かった仮想通貨を処分することの指図を当該預託者ができるのであれば」と記載しているが、より明確に、支配もしくはリスク経済価値の帰属の観点から記載できるか検討してほしい。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(4)-2）の第 53 項を見直している。

3. 預託者から預かった仮想通貨を資産及び負債に計上する理由について、個々の仮想通貨が現金と同様に個別性がないことは理解できるが、預かった仮想通貨の総量の特定において私法上の位置づけが明確であるか否かが論点であると考えられるため、その点を明確にして記載してほしい。
4. 預かった現金は、法的には占有した人に所有権が帰属するとされるのが一般的であるが、これに対して仮想通貨は私法上の位置づけ自体が明確ではない中で、仮想通貨を預かっている仮想通貨交換業者にオンバランスさせようという提案と理解している。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(4)-2）の第 54 項を見直している。

開示

5. 仮想通貨の特殊性に関して、「取引や流通の基礎となる仕組みに内在する消失・価値減少リスク」という表現は意図するところが伝わらないため、例えば「裏付けとなる経済取引がなく、思惑だけで価格が変動する」などの仮想通貨の特徴を記載してほしい。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(4)-2）の第 62 項を見直している。

審議事項(4)-4

6. 文案（審議事項(4)-2）の第17項では、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者」「期末日において保有する仮想通貨及び預託者から預かっている仮想通貨」というように、「及び」を多用しているため、どの主体が何を開示しないといけないかがより明確となるよう、表現を工夫してはどうか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(4)-2）の第17項を見直している。

7. 必要最低限の注記による開示を求める観点からは、文案（審議事項(4)-2）の第17項に示された内容で十分であり、また、今の段階で、連結財務諸表で注記開示している場合に単体財務諸表における注記開示を省略できるとする規定を設けることは不要と考える。

現在の文案に賛成する意見である。

以 上